

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、静岡市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和4年5月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 都市計画の種類及び名称

静岡都市計画区域区分

静岡都市計画用途地域

静岡都市計画特別用途地区

静岡都市計画高度地区

静岡都市計画防火地域及び準防火地域

静岡都市計画風致地区 三保久能海岸風致地区

静岡都市計画道路 3・2・3号本通線

3・3・4号流通センター中央線

3・4・23号下大谷線

3・4・26号南幹線

3・4・48号塚間羽衣線

3・5・74号羽衣海岸線

3・4・108号東静岡南口環状線

静岡都市計画公園 7・5・3号羽衣公園

静岡都市計画下水道 静岡市公共下水道

静岡都市計画地区計画 東静岡地区計画

清水三保羽衣地区計画

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課